相続手続きのご案内



相続手続きをされるお客様へ

お亡くなりになられたお客様には永年にわたりお取引いただきました。誠に感謝を申し上げます。

ご親族の皆様には謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

ご生前の取引につきましては、相続手続きが発生し、その相続財産は相続人様へ払戻または名義変更 をしていただく必要がございます。

つきましては、手続きに必要な書類等をご案内させていただきます。

なお、手続きには時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。

*ご不明な点がございましたら、お取引店もしくはお近くの営業店へお問い合わせください。

相続手続きの流れ	
①お手続きの相談	□お取引店もしくはお近くの〈ろうきん〉へご連絡ください。 □亡くなられた名義の口座は、相続手続きが完了するまでお引出・ご入金などの お取扱いが出来なくなります。 ・*口座振替のご契約がある場合は、原則停止となります。内容については窓口に
V	! てご確認ください。 !
②必要書類のご案内	□お取引の内容や相続方法に応じて、具体的な必要書類・手続き方法をご説明いたしますので、お近くの〈ろうきん〉窓口へご来店ください。
③必要書類のご用意	□必要書類(戸籍謄本・印鑑証明書など)を市町村の役所(役場)等でご請求のうえ ご準備ください。 *遺言書・遺産分割協議書など事例ごとに必要書類やお取扱いが異なりますので ご不明な点は〈ろうきん〉窓口にてご確認ください。
•	<u> </u>
④相続人手続き書類のご記入 	□ご準備いただく書類のほか、〈ろうきん〉所定の相続手続き書類(相続手続依頼 書等)に、ご依頼内容のご記入・相続人様全員のご署名・ご捺印をお願いします。
◇ ⑤必要書類のご提出	
砂心安青短りこ使用	□相続手続き書類に必要書類を添えて、お近くの〈ろうきん〉へご提出ください。
⑥お手続き完了	□ご提出いただいた相続手続き書類を確認後、払戻・名義変更等のお手続きを

□お手続き内容によっては、処理終了までに日数がかかる場合がございますの

! いたします。

· で、あらかじめご了承ください。

ご相続方法別の必要書類

ご相続方法により、ご用意いただく書類が異なります。主な取り扱いは以下のとおりです。

ご相続方法	書類一覧の該当番号		
遺言書および遺産分割協議書のいずれもない場合	1)		
遺産分割協議書により相続される場合	2		
遺言書により相続される場合	3		
成年後見人により相続される場合	4		



【書類一覧】

	書類説明	書類入手先	該当番号			
ご用意いただく書類			1	2	3	4
相続預金払戻依頼書 または相続預金名義変更依頼書	提出書類は相続内容により異なりますので労 金窓口にてご相談ください。	労金窓口	0	0	0	0
亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本(または全部事項証明書) *「認証分付き法定相続情報一覧図」でも可	「出生」から「死亡」まで連続した戸籍・除籍謄本(預金者様の死亡の事実が記載された以降のものであれば特に有効期限は設けない。)	市町村の役所(役場) *「認証分付き法定相続情報 一覧図は現住所の法務局	0	0	0	0
相続人様全員の戸籍謄本 (または全部事項証明書) *「認証分付き法定相続情報一覧図」でも可	相続人様であることが確認できる戸籍謄本 *亡くなられた方と同じ戸籍にいる方は不要。	市町村の役所(役場) *「認証分付き法定相続情報一覧図は現住所の法務局	0	0	0	
相続人様全員の印鑑証明書 ③④の場合は、所属の職印証明書でも可	発行後6カ月以内のもの *②の場合で特別代理人の署名・捺印がある場合には特別代理人の印鑑証明書が必要。	市町村の役所(役場)	0	0	0	0
遺産分割協議書(相続人様全員の印鑑証明書添付のもの) 遺産分割調停調書謄本 遺産分割審判書謄本、確定証明書 △遺言による相続でも包括遺贈にあたる場合 は遺産分割協議書が必要。	相続人様全員の署名・捺印(実印)があるもの。 遺産分割が調停、審判による場合、調停調書 謄本または審判書が必要。 *審判書には確定証明書を添付する。	相続人家庭裁判所		0	Δ	
遺言書 *以下自筆遺言証書の場合 遺言書情報証明書(法務局保管の場合) 遺言書検認済証明書もしくは遺言書検認調書 謄本(法務局保管以外の場合)	公正証書謄本(公証人の署名・捺印のある原本) 自筆遺言証書(法務局(遺言書保管所)に保管された遺言書の場合は遺言書情報証明書であること、保管していない場合は遺言者の署名・捺印のある原本と家庭裁判所の証印が捺印されている検認証書の添付が必要)	相続人家庭裁判所			0	
遺言執行者選任審判書謄本	遺言執行者が選任されている場合	家庭裁判所			0	
遺言執行者の印鑑証明書 *遺言執行者が弁護士の場合は、所属弁護士会 発行の証明書でも可	預金者様の死亡日以降の発行で印鑑証明書と 生年月日・氏名が一致するものであれば有効 期限は設けない。	市町村の役所(役場) 弁護士会			0	
受遺者(遺言によりご預金等を取得される方) の戸籍謄本	*亡くなられた方と同じ戸籍にいる方は不要です。	市町村の役所(役場)			0	
受遺者(遺言によりご預金を取得される方)の 印鑑証明書	預金者様の死亡日以降の発行で印鑑証明書と 生年月日・氏名が一致するものであれば有効 期限は設けない。	市町村の役所(役場)			0	
ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード 等	紛失されている場合は労金窓口でご相談くだ さい。	相続人	0	0	0	0
実印	ご提出していただく依頼書等に押印が必要。	相続人、特別代理人	0	0	0	0
サイン証明書(署名証明書) (海外在住の相続人がいる場合)	海外居住の場合に印鑑証明書に代わる証明書	現地の大使館または領事館 が発行	0	0	0	
本人確認書類	公的本人確認書類 *必要書類のご提出時に写し(コピー)が必要	相続人 事務代行職員	0	0	0	0
委任状	・弁護士や司法書士等事務所の職員が事務を 代行する場合・後見人が弁護士や司法書士事務所へ委任するための私製委任状	相続人 弁護士事務所や司法書士事 務所			0	0
特別代理人選任審判謄本 (未成年の相続人がいる場合)	相続人に未成年の子がいる場合に親および後見人が相続人になることで利益が相反する場合には特別代理人の選任が必要。特別代理人は「未成年者1人に対して特別代理人1人」となるので未成年者が複数いる場合には未成年者人数の特別代理人が必要。	家庭裁判所		0		